

JPNIC文書 新旧対照表

1) JPNIC における IPv6 アドレス割り振りおよび割り当てポリシー

現在の文書	改定後の文書
目次 (中略) 5.3. 追加割り振り <u>5.3.1. 追加割り振りの基準</u> 5.3.2. HD-Ratioの適用	目次 (中略) 5.3. 追加割り振り 5.3.1. HD-Ratioの適用 <u>5.3.2. 5.3.2 代替の追加割り振り基準</u>
<u>5.3.1. 追加割り振りの基準</u>	項目名削除。 内容を「5.3.1. HD-Ratio の適用」に移動。
5.3.2. HD-Ratioの適用	5.3.1. HD-Ratioの適用
該当なし	<u>5.3.2 代替の追加割り振り基準</u> <u>上記に代わり、組織(ISP/LIR)が追加割り振りを必要とする正当な利用を証明できる場合、追加割り振りを受けることができる場合がある。なにが正当な技術的またはその他の理由となるかのガイドラインは「IPv6 割り振り/割り当て申請のためのJPNICガイドライン」文書を参照のこと。</u> <u>「IPv6 割り振り/割り当て申請のためのJPNICガイドライン」</u> <u>http://www.nic.ad.jp/ja/doc/ipv6-guideline.html</u>

2) IPv6 割り振り/割り当て申請のための JPNIC ガイドライン

現在の文書	改定後の文書
目次 (中略) 9 追加割り振り 9.1 <u>再割り振りされたアドレスブロックの利用率</u> 9.2 <u>/32 割り振りの利用率しきい値</u> 9.3 <u>/31 割り振りの利用率しきい値</u>	目次 (中略) 9 追加割り振り 9.1 <u>既存の割り振り空間からの利用</u> 9.2 <u>特殊な事情</u>
9.1 <u>再割り振りされたアドレスブロックの利用率</u>	9.1 <u>既存の割り振り空間からの利用</u> <u>LIRは既存の割り当てを/56 の割り当てに換</u>

下流プロバイダに対して再割り振りを行ったアドレス空間は、追加割り振り申請時に、正当化の材料として用いることができない。

IP指定事業者は、その割り当てが、JPNICのWHOISデータベースに登録されている場合においてのみ、下流プロバイダへ再割り振りを行った空間からの行われた割り当てを、追加割り振り申請の正当化の材料として用いることができる。

下流プロバイダに対し再割り振りが行われていても、割り当てがデータベースに登録されていない場合、その空間は利用されているとは見なされない。

以下は、下流プロバイダに対して再割り振りを行った/40の空間のうち、利用されていると見なされるアドレス空間を例にしたものである。

ISPへの /40 再割り振り:

256 x /48

再割り振り空間からの顧客割り当て:

2 x /48

下流プロバイダのPoP

1 x /48

利用されているとみなされる合計

アドレス: 3 x /48

したがって、IP指定事業者は追加割り振り申請を行う際の正当化の材料として/40の再割り振りのうち、3つの/48しか利用でき

算し、申請時点でHD-ratioの値が0.94満たすまでは、追加割り振りを受ける資格を有さない。

9.2 特殊な事情

LIRは以下の場合において、HD-ratio 0.94に基づいた基準への例外措置を要請することができる:

・既存の割り振り空間で残されている空間を越える必要があることを証明できる

・既存のIPv6の割り振りを経路広告しており、異なるAS番号にて経路広告を行う独立したネットワークを構築する必要性、または需要を証明できる

・IPv4からIPv6への移行技術など、技術的な理由により追加の割り振りを必要とする

・その他、APNICおよびJPNICが正当な事情、または適切なポリシーに沿っているとして認める理由を証明できる

ないこととなる。

なお、JPNICのIPv6 割り振り申請フォームでは、下流プロバイダが行った、インフラストラクチャー (POP) への割り当ておよび顧客への割り当てについても記述することが求められる。

再割り振りの大部分が利用されないままとなることを避けるために、IP指定事業者は、計画している再割り振りサイズを注意深く検討し、JPNICへの正当化を行うべきである。

注: IP指定事業者が下流プロバイダにIPv6の再割り振りを行う場合、割り当て審議申請を提出する必要はない。

9.2 /32 割り振りの利用率しきい値

IP指定事業者は、通常、/32の初期割り振りを受ける。これは65,536個の/48の割り当てと等しい量である。HD-ratio表によれば、IP指定事業者は7,132の/48に等しい割り当てを自身の顧客とPoPへ行ったことを証明できれば、追加割り振り申請を正当化することができる。

以下は、既に/32の初期割り振りを受けたIP指定事業者が追加割り振り申請の要件を満たしている例である。

PoPへの割り当て

326 x /48

エンドサイトへの割り当て

6,500 x /48

下流プロバイダからの割り当て

306 x /48

<p>----- ----- <u> /48 の合計</u> ----- <u>7,132 x /48</u> -----</p> <p><u>9.3 /31 割り振りの利用率しきい値</u></p> <p><u>/32 の初期割り振りを受けたIP指定事業者が、隣接したアドレス空間から/32 の追加割り振り申請を正当化した場合、IP指定事業者は合計で/31 の割り振りを受けたことになる。さらに追加の割り振り申請を正当化するには、IP指定事業者は 12,417 個の/48 に等しい割り当てを行ったことを証明しなければならない。これには 1 回目の追加割り振り申請を正当化するために用いた、以前の 7,132 個の/48 の割り当てを含む。</u></p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--